

# 原発事故から考える私たちの責務

結 城 洋 一 郎

## 1 はじめに

二〇一一年三月十一日に起きた「東日本大震災」は、わが国の地震観測史上最大の規模といわれ、この地震とそれに伴う大津波による被害者は、死者が約一万六〇〇〇人、行方不明者がおよそ三〇〇〇人に及ぶとされている。

これは、先の「阪神・淡路大震災」（一九九五年）の死者約六四〇〇人、行方不明者三人をはるかに凌駕する被害規模である。<sup>1</sup>また、被害総額は、「阪神・淡路大震災」の約九兆六〇〇〇億円<sup>2</sup>に対し、今回は約一七兆円ないし二五兆円に上ると試算されている。<sup>3</sup>

これら直接的な人的・物的被害に加え、今次震災における極めて深刻な事態は、言うまでもなく、福島における原発事故の誘発であった。

## 2 政府と原発関係者に見る問題点

現在、わが国の政府は、あたかも原発事故は重大な危機を脱し、収束に向かいつつあるかのように振舞おうとしているようであるが、こうした政府および関係者の対応が妥当なものとは思われない。そこで、この点を考える上で、ここに至る経緯と現状とを改めて振り返っておこう。

### (1) 原発事故以前

周知のように、今回の原発事故が起きるまで、政府、電力会社をはじめ、学者を含む原発関係者は、「原発事故は起きない」との説明を繰り返し、これに大手マスコミを中心とする報道機関が協力し続けてきた。

しかし今回の事故を待たずともなく、既に、アメリカのスリーマイル原発事故（一九七九年）と旧ソ連のチェルノブイリ原発事故（一九八六年）

が発生しており、イギリスのセラフィールドでの核廃棄物再処理工場では大量のプルトニウムとウランを含む溶液が漏出して工場が閉鎖されていた（二〇〇五年）。

また日本国内においても、一九七八年の福島原発3号機や、一九九九年の東海村JCOの核燃料加工施設などで臨界事故が起き、二〇一〇年には高速増殖炉「もんじゅ」における部品落下事故が発生するなど、各種の事故が多発しており、そもそも「原発安全神話」など成立する余地がないことは、原発推進者自身にとっても明らかになっていたはずなのである。

例えば、現在、原子力安全委員会の委員長という要職にある斑目春樹氏は、東京大学（大学院工学系研究科）の教授にして原子力委員会の委員であった二〇〇五年当時、インタビューに応じて次のように答えている。

「原子力発電に対して……安心なんか出来るわけじゃないじゃないですか、あんな不気味なもの。」<sup>4</sup>最後の処分地の話は、最後は結局お金でしょ。どう

してもみんなが受け入れてくれないとなったら、じゃあ、おたくには、今まではこれこれと言ってきたけど、おたくにはその二倍払いましょう、それでも手を上げないんだったら、じゃあ五倍払いましょう、一〇倍払いましょう。どつかで国民が納得するところが出てきますよ。「だから原子力発電というのは、もの凄い儲かってんでしょ、ね、きつとね。」

このように、原発推進者はその危険性を十分に認識していたのであるが、それにもかかわらず、いわゆる「原子力ムラ」といわれる利権閉鎖社会の任人たちは、原発や放射能の危険性を指摘する者たちの主張には一顧だにせず、逆に彼らを揶揄し、冷遇し続けてきたのであった。

## (2) 原発事故以後

こうした中、福島原発事故は起きた。事故当初、原子力ムラに属する「科学者」たちが口を揃えて、「放射能の流出はあっても、直ちに健康に影響はない」、「炉心溶融は起きない」、と繰り返し、逆に、健康被害やメルト・ダウンの可能性を指摘する人々を、「徒らに国民の不安を煽るもの」と非難さえしていたことは国民の記憶に新しいことである。

これら関係者の発言には、看過しがたい欺瞞が潜んでいると感じられるので、今後、同様の事態を繰り返さないためにも、ここに伏在する問題性を明確に検証しておく必要があると思われる。

先ず第一に、枝野幸男官房長官(当時)は、「健康には直ちに影響はない」との発言を繰り返していたが、「直ちに」とはどういう意味であろうか。これがもし、時間的な観念を意味するのであれば、「いま爆発すれば、当面は何ともなくとも、いずれ悪影響が出る」ということもありうるのだから、政府としては、その可能性を国民に明示して十分な防護対策を促すのが義務である。

あるいはもし、これが「この程度なら健康被害は起きえない」という意味、即ち、「現在の被爆量と健康被害は科学的・理論的に直結しない」という意味であるならば、明確にそう述べるべきだし、万一、これによつて健康被害が起きたならば、政府の責任が問われることになる。

したがって、これらの義務と責任を回避するため、関係者は取って曖昧な表現を模索して、これを繰り返していたのではないかとの疑念が生じる。

第二に、枝野官房長官は、原発施設の爆発に際し、「爆発的現象」という表現を用いたが、一体、「爆発的現象」とは何であろうか。噴煙が天空高く巻き上がるような破壊的現象を「爆発」と呼ばずして何と言うべきか。もし戦争に際し、三名の戦死者を前にして「二、三の死亡的現象が見受けられた」と述べる政府高官がいたとしたら、人はこの人物を如何に評価すべきなのだろう。

上記二つの事例には、言葉のごまかしによつて事態の深刻さを隠蔽しようという意図が感じられる。こうした「言葉の玩弄」を繰り返す権力者や、これを容認するマスコミと国民の感性が放置され

るならば、「敗退」を「転進」、「拷問」を「尋問」と呼称することによつてその実態を隠蔽し、原則の放棄を「現実的対応」と称して自己正当化することに何らのためらいも感じないような国民が生まれてくることもなかりかねないであろう。

第三に、多くの原発「科学者」は、「原発事故は起きない」「大きな放射能被害は生じない」と繰り返してきた。既にこの主張は事実によつて覆されてきたわけであるが、彼らは自己の学説に対していかなる反省を示し、いかなる責任を負おうとしているのであろうか。

およそ人間の営みにして完全なものはなく、学説に「誤り」は付き物である。だからこそ、各種の研究会や学会が持たれ、相互に批判を交わし合い、より矛盾の少ない、より真理に近い結論を見出そうと努めるのである。これが科学であり、学問である。

しかしながら、そして、それ故にこそ、もし自己の学説の誤りを目の当たりにして、その原因を究明して反省することもない者がいたとしたら、それは自ら科学者として生きる道を放棄するものである。まして、科学以外の要素を優先して自己の学説を曲げる者は、その肩書きは何であれ、単なる「自称科学者」に過ぎない。更にもし、その「偽り」(「誤り」とは異なる)の言辞によつて他者に損害を与えたならば、その者の責任は、(現実的な追求の手段の有無は別として、本質的には)道義的のみならず、法的、社会的な意味においても免責される性質のものではないはずである。

### (3) 収束していない原発事故の現状

原発事故は収束していない。今日もまた、我々の国土と世界は放射能汚染の拡大の下にある。これら汚染の実態は、その全体像を実感を伴って理解することは容易ではないが、各種メディア上に散見される記事を一瞥するだけでも放射能拡大の深刻さを知ることが出来る<sup>6)</sup>。

当然に予想された事態とは言え、日本全土にわたって土壌、海洋・河川、食品、動植物への汚染が進行し、更にはこれが海外へと広まりつつある。目下、人体への影響についての明確な資料はないようであるが、これが顕在化することは不幸にして時間の問題であろう<sup>7)</sup>。

こうした現実を前にして、政府を中心とする原子力ムラの住人たちは、なおも原発再稼働へ向けてまい進し、政府は関西電力大飯原発（福井県おおい町）の再稼働に踏み切った。しかしこの決定は、次のような様々な問題を孕むものである。

① 福島第一原発事故の検証は終わっておらず、その検証結果に基づいて策定されるべき安全基準は議論すら始まっていない。

② 保安院が検討した三〇項目の安全対策のなかで完了しているものはわずかに過ぎない。このことは、想定されているリスクすら解消されていないことを意味する。

③ 大飯発電所内においては重要免震棟やベント施設が整っておらず、これが達成されるの

は三年後の予定である。

④ 内部被ばくを防ぐヨウ素剤の配布などは、その目処すら立っていない。

⑤ 原発外での対策拠点となるオフサイトセンターは、いまだに見直し作業の最中で、モニタリングポストなどの監視体制も整っていない。

⑥ 総じて、重要な体制が抜け落ちており、従来の安全基準を見直して新たな安全対策が取られることが先決である<sup>8)</sup>。

結局、今回の政府決定は、既に多くの論者が指摘するとおり、一切の問題を先送りにして、これまでどおりの「原発安全神話」に基づく原発行政を強行するものに過ぎない。

そして更に、民主、自民、公明の三党は、従来、原発の運転を原則として四〇年に制限するとした規定につき、原子力規制委員会が速やかに見直すことで合意したのである。

彼らは、今回の原発事故の惨事を受けてなお、安全対策を新たに強化するどころか、これまでの基準を緩和しようとしてきている。彼らにとつて、「国民の生活と健康」、あるいは「国土の保全」とは如何なる意味を持つているのだろうか。

### 3 原発と憲法

さて、ここで原発と憲法との関係を考えてみたい。

まず、原発問題を憲法との関係で考察する場合、「原発の設置や存続からいかなる憲法問題が派生

するのか」という問題と、「原発の存在そのものが憲法違反なのか」という問題は分けて考える必要があると思われる。

#### (1) 原発の設置や存続からいかなる憲法問題が派生するのか

この点についてみれば、具体的に生じる事実との関係において、様々な憲法問題が派生しうることは明らかである。

議論は避けるが、原発の稼働に伴う恒常的放射能汚染および事故の危険性という観点からは、前文（平和的生存権）、一三条（幸福追求権、環境権）、二五条（生存権）が、財産、職業の喪失という観点からは二二条・二九条（財産権、営業権）が、国民の決定権という観点からは一条（国民主権、国民の知る権利）、二一条（通説上、国民の知る権利の根拠条文）が、関係自治体の決定権という観点からは九二条（地方自治）が、核物質の軍事利用との関係からは九条（および平和的生存権）が問題となりうる。

また、いわゆる「原子力ムラ」や、原子力に関する学校教育といったわが国固有（？）の現状に照らすとき、二三条（学問の自由、大学の自治）、二六条（国民の教育を受ける権利）なども看過し得ない問題として関係してこよう。

但し、これらの問題は、具体的な行為、あるいは具体的に生じた結果との関連で論じられるべき事柄であつて、一条と九二条を除き（これについ

ては後述する)、ここで論じることが本稿の課題ではない。

## (2) 原発の存在そのものが憲法違反なのか

「近代民主主義(国民主権)国家の形成原理としての憲法」という本質に照らして考えるならば、原発は重大な憲法問題を孕んでいる<sup>9)</sup>。

そもそも「憲法」とは、不可侵の人権を有する個人が、その人権を確保・増進するために、他者と協力して共同体(国家)を形成することに合意する際、当該共同体のあり方を決めるために交わした始原的な契約文書にほかならない。

したがって、憲法あるいは国家は、それが存在する前提条件として、第一に、全ての人間をその自由性において平等なものとして扱い、個人(外国人を含む)の人権を侵害しないこと、第二に、ある者が(個人であれ、国家であれ、その他の団体であれ)単独で決定しうる事項は、その者に固有な内部事項のみであること、という当然の限界を内包しているのである。

以上の条件に照らすとき、原発は、  
① 「国家には排放射能と核廃棄物の処理能力が無い」という点において、長期的・恒常的に国民および他国民の人権を侵害し、

② 「国家には事故への対処能力が無い」という点において、国民および他国民を破滅的な危険に直面させるものであって、人権を確保・増進するという国家目的に反し、

③ 「通常の排放射能および核廃棄物と事故による環境汚染は、原発設置者の寿命、あるいは場合によっては、人類の生存期間を超える長期間にわたって地球上の全生命体に危機をもたらす」(プルトニウムの半減期は二万四〇〇〇年、核廃棄物の無害化には一〇万年を要するとされる)という点において、「人は自己に固有な問題のみを単独で決定しうる」という原則に反する。

そして、原発のもたらす破壊的な危険性は、単に将来起こるかもしれない「可能性」ではなく、既に生じている「現実」なのである。

以上の諸点に鑑みれば、原発の存在(原発を設置し稼働させる行為)は、国家形成の目的に反し、かつ、国家(国民)主権の限界を超えるものと言わざるをえないと思われる<sup>10)</sup>。

## (3) 原発と「自治」の原則

上に示すように、民主主義とは「人権保障を目的とする自治のシステム」のことであり、自治とは、「自分に固有の事項は自分で、他者と共通の事項は共同で決定する」という原則をいう。

しかし、わが国の政治制度は、いわゆる「古典的代議制」の枠を超えず、直接民主制の要素を加味した「現代的代議制」のレベルに到達していない。

そのため、第一に、国政においては、国民投票、国民提案の制度を持たず、選挙が終われば全

て国会議員任せとなつて、個々の政策を主権者国民が自ら決定することが出来ないシステムとなつており、第二に、地方自治においては、首長のリコールや議会の解散請求の手続きは持つものの、個々の政策に関する決定権を持たず、条例制定の請求を行つても、最終的には議会(代表)がこれを判断するという換骨奪胎の制度に終わつている(地方自治法七四条)。

これを原発との関係で見れば、①国民には原発の設置・稼働、核廃棄物の処理方法に対する(直接的)決定権がなく、②近隣自治体はもとより、原発設置自治体の住民にも決定権はなく(政府は「原発の再稼働に際しては地元自治体の同意は不要」と述べているが、それに対抗する法的手段もない)、③法律は、原発等の設置・稼働に際し関連自治体の合意を義務づけていないので(「原子力発電施設等の振興に関する特別措置法」二条)、首長にもこれを阻止する法的手段がなく、④北海道においては、泊原発の是非に関して住民投票を行うことを求めた九〇万人の直接請求が道議会によつて否決されたが(一九八八年二月三日)、これに対抗する法的手段がなく、⑤同じく北海道においては、「北海道行政基本条例」が制定され(二〇〇二年)、政策形成に際しては情報を公開し住民の意見を求めなければならないが、必要に応じて住民投票を行うことができる<sup>11)</sup>と定めているが(三条)、住民投票は義務づけられていない、といった様々な問題が浮かび上がるのである。

以上の観点に立つならば、原発設置は、国民主

権と国家主権の限界を超え、わが国においては、国内民主主義の手續きに照らししても受け入れがたいものである。

#### 4 むすび

最後に、一市民としての私見を述べて、むすびとしたい。

自分では対応しきれない全地球的規模の破壊をもたらすような設備を作り動かすことは、人間として許されるべきものではない。

しかし、現実にはそのような事故を起こした以上は、被害を最小限にとどめるためのあらゆる努力を払うことが、それを起こした者たちに課せられた義務であるし、同じ意味において、これを起こした世代は、将来の世代に対し（更には地球上の生命体に対し）、被害を最小限にとどめるため、可能な限りのあらゆる努力を払う義務がある。

原発の停止や廃棄は「電力不足を生む」との主張があるが、仮にこれによって電力不足が生じたとしても（その可能性は疑問だが）、その分を節電すれば足りる。病院などでの停電を云々する者もいるが、そのような主張は、電力供給の優先順位という要素を排除する暴論か、ためにする詐術的言辞に過ぎない。

もし戦争状態であれば、国民は黙って灯火管制の命令に従うのである。原発の被害は戦争に匹敵するかそれ以上のものであるから、一時の節電如きは、戦争から生じる苦痛と比較すれば何ほどの

不都合でもあるまい。

それにもかかわらず、ここに及んで、なおも原発を推進し、汚染物質を拡散しようとする者たちは、現に生じている被害と今後起きるかもしれない災厄に対し、いかなる責任を取りうるのかを自問すべきである。

△ゆうき よういちろう・小樽商科大学教授△憲法学△

#### 【注】

(1) 「東日本大震災」の被害の詳細に関しては、以下を参照。警察庁「東日本大震災について」、<http://www.npa.go.jp/archive/keiho/tiki/index.htm>

(2) 「阪神・淡路大震災」の被害の詳細に関しては、以下を参照。内閣府「阪神・淡路大震災の概要と被害状況」、[http://www.bousai.go.jp/fukkyu\\_fukkou\\_hanshin\\_awaji101.pdf](http://www.bousai.go.jp/fukkyu_fukkou_hanshin_awaji101.pdf)

(3) 内閣府「東日本大震災における被害額の推計について」、<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h23/110624/kisyu.pdf>。但し、これには原発事故関係の損害は含まれていない。

(4) <http://www.youtube.com/watch?v=i9QPCOLLTeU>。  
また、斑目氏は昨年の福島原発の爆発事故直前、菅直人首相に対し、原子力安全委員会の委員長として、「原発は」構造上爆発しません。」とアドヴァイスしたことが各種マスコミによって報道されている。  
ところで、原子力安全委員会自身の解説によれば、同委員会は、「中立的な立場で、国による安全規制についての基本的な考え方を決定し、行政機関ならびに事業者を指導する役割を担い、科学的合理性に基づき「専門的かつ大局的な見地から判断を下す」組織なのであるが、その最高責任者が、「原発は危険であり、原発行政は、結局は金の問題である」との認識を示していたのである。

(5) 東京大学（工学系研究科システム創成学専攻）教授にして、原子力委員会専門委員の大橋弘忠氏は、公開シンポジウムにおいて、原発批判者の小出祐章氏（京都大学原子炉実験所助教）を前に、次のように発言している。

（原発事故の被害については）「それは、大隕石が落ちてきたらどうなるかと、そういう起きもしない確率についてやっている訳ですね。……専門家になればなるほど、そんな、格納容器が壊れるなんて思えないんですね」「プルトニウムの毒性は非常に誇張されてとらえられている。……実際には何も怖いことはありません。プルトニウムは水にも溶けませんし、仮に、体内に水として飲んで入っても、すぐに排出されてしまいますから」<http://www.youtube.com/watch?v=ZzaaZ8xo7Q>。

(6) 以下、幾つかの事実を紹介することによって認識を共有しておきたい。  
△二〇一一年△

- ① 三月一日～四月五日 セシウムだけで広島原爆の四七〇発分を放出（小出裕章氏による計算、[alpha55.com](http://www.alpha55.com)）。具体的な数値は「第六四回原子力安全委員会速記録」、二〇一一年八月二四日を参照。
- ② 三月一日 福島第一原発から、ヨウ素が毎時一〇兆ベクレル、セシウム134、137がそれぞれ同一兆ベクレル放出されたと推計される（時事通信、四月三日）。
- ③ 三月二七日 福島第一原発2号機の格納容器内で七・九Sv/時の放射線を観測（産経ニュース、三月二七日）。なお、この数値は、五分四六秒で人間が死亡するレベルとされる。
- ④ 三月下旬～四月上旬 アメリカ西海岸でプルトニウム検出（「サンデー毎日」六月二二日、<http://onihitari.blog60.fc2.com/blog-entry-44.html>）。
- ⑤ 九月三〇日 プルトニウムを、福島県内の六地

点の土壌から検出（沖縄タイムズ、九月三〇日）。  
（二〇一二年）

- ① 三月に、一月に採取した福島県産の蜂蜜から一キロあたり一六〇ベクレルのセシウムを検出（厚労省、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2f98520000021xv5-atf/2f98520000021xzt.pdf>）。
- ② 昨年七月に採取した福島県いわき市沖の海底生物（ゴカイ、ウニ、メバル、ヒラメ）から高い値の放射性物質検出（毎日新聞、三月二一日）。
- ③ 福島県大熊町で、ツバメの巣から一四〇万ベクレルの放射性物質を検出（産経ニュース、三月二三日）。
- ④ 鳥獣肉の四割以上から新基準を超過放射性セシウムを検出（毎日新聞、三月二四日）。
- ⑤ 福島第一原子力発電所で、高濃度のストロンチウムを含む汚染水が流出（NHK、三月二六日）。
- ⑥ 山梨県北杜市の住宅のまきストーブの灰から一キログラム当たり一万ベクレルを超える放射性セシウムを検出（産経ニュース、三月二九日）。
- ⑦ 横浜の小学校の貯水槽で一万六八〇〇ベクレルを検出（産経ニュース、三月二九日）。
- ⑧ 福島沖二〇〇キロのプランクトンから事故前の一〇〇倍の放射性セシウムを検出（毎日新聞、四月三日）。
- ⑨ 福島県の三六地点でストロンチウムを検出（共同通信、四月六日、<http://www.47news.jp/47topics/e227725.php> から再引用）。
- ⑩ 五県の一五品目の食品から一〇〇ベクレルを超える放射能を検出（東京新聞、四月八日）。
- ⑪ 宮城のヤーコン茶から一万七〇〇〇ベクレルの高濃度セシウムを検出（朝日新聞、四月二二日）。
- ⑫ 「かつお節」用の薪の灰から最大一万三三〇〇ベクレルの放射性セシウムを検出（焼津で昨年八

月、事業所公表せず、毎日新聞、四月一三日）。

- ⑬ 宮城、福島、茨城で魚が次々と出荷停止（産経ニュース、四月一五日）。
- ⑭ 文科省、セシウム濃度を最大二割低く算出していたことを認める（共同通信、四月一六日、<http://www.47news.jp/CN/2012/04/CN2012041601002572.html> から再引用）。
- ⑮ 原水シタケが、茨城、栃木、千葉、宮城、岩手五県の計三二市町で出荷停止。群馬県中之条町で野生のフキノトウから二九一ベクレルを検出（毎日新聞、四月一六日）。
- ⑯ 川崎市の小学校で、セシウム検出シカンが給食に出される（東京新聞、四月一七日）。
- ⑰ 四月三〇日に採取した三陸沖のミンクジラから一キロあたり一六ベクレルのセシウムを検出（厚労省「食品中の放射性物質の検査結果について」第三八七報、五月九日、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2f98520000029zak-atf/2f98520000029zeq.pdf>）。
- ⑱ 六月六日採取の福島産の桜桃からセシウム検出（厚労省「<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2f98520002c1kx-atf/2f9852000002c1p7.pdf>」）。
- ⑲ 阿武隈川に一日当たり一七〇〇億ベクレルの放射性物質が移動（文部科学省の報告書による。NHK、六月一〇日、<http://www.nhk.or.jp/ev21c/file/2012/0610.html>）。
- ⑳ 葛飾区の公園駐車場の土から二五万ベクレル検出（産経ニュース、六月一一日）。

- (7) 笑ってさえいれば放射能による健康被害を免れるのであれば心配もなからうが、以下のような見解は、目下、世界の人々に怒りをもって受け取られているだけである。福島県放射線健康リスク管理アドバイザーの山下俊一氏（長崎大学教授、福島県立医科大学副学長）は、原発事故後の福島県内の講演会で次のように述べた。「放射線の影響は、実は、ニコニコ笑っている人には来ません。クヨクヨしている人には来ます。これは明確な動物実験で分かっています。」「一〇〇マイクロ・シーベルト/hを超さなければ、全く健康に影響を及ぼしません。……五とか一〇とか二〇とか、こういうレベルで、外に出ても良いかどうかということは明確です。……（子どもは）外で遊んで良し。」<http://www.youtube.com/watch?v=PuwFrNEgDTg>。
- (8) 以上、馬淵澄夫「非常時の危険性は福島第一原発より高いのは明白。私が大飯原発再稼働に反対するこれだけの理由」『現代ビジネス』（二〇一二年六月一五日）、「<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/32783>」および、「大飯原発『五層の防護』三層目まで国際基準程遠く」（東京新聞・夕刊二〇一二年六月一六日）、<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/news/CK2012061602000229.html> を参照。
- (9) この点に関し、個々の憲法条文の解釈論的レベルに限っては、「現行憲法が、原発という特定の制度あるいは設備を直截に憲法違反とする条文を持っているかどうか、あるいはそういう憲法構造になっているか」というと、なかなかさうだとは言えないところが「ある（奥平康弘「日本の憲法文化において、闘う」『原発への不服従 私たちが決意したこと』、岩波書店、二〇一一年、三二頁）、という指摘が憲法学者関係者の一般の見解であると思われる。
- (10) このことは、「二市民たる私が、自分の一存で自宅に原発を設置し稼働させることが何故許されないのか」ということを考えれば明らかであろう。また、ドイツなどでは、「原発問題は倫理問題」としても議論されているが、その背景には、恐らく上記のような思考が働いているのではなからうか。そうであるとすれば、それは同時に「法的問題」でもあるはずである。